

公認申請等に関する審議会規約細則

公認申請等に関する審議会（以下、本審議会と称する）の審議結果を円滑に報告、実行するために次の細則を定める。

第1章

第1条【設立及び公認】

部会の設立及び公認は本審議会の決議後、次の各号に掲げる会議の承認を順番に得ることを必要とする。

- 一、連盟会議
- 二、連絡協議会
- 三、中央委員会

第2条【部会への通知】

本会議は、部会の設立又は、公認を認めた部会に対し、その事項を承認する連盟会議が開催される一週間前までに、当該する部会の代表者に連盟会議に出席するように通知しなければならない。

第3条【該当部会の出席義務】

1. 本審議会により部会の設立又は、公認が認められた部会は、その事項を議題とする連盟会議に必ず出席しなければならない。
2. 理由なく連盟会議に出席しなかった場合、その部会の審議は保留とし、本会議において再審議する。
3. 理工校舎をおもな活動場所とする部会については、理工連盟の指示に従う。

第4条【承認の通知】

1. 本会議は、部会の設立又は、公認申請の審議の結果が中央委員会で承認された日より一週間以内に、該当する部会の代表者に対し、文書で結果を通知しなければならない。
2. 設立又は、公認が認められなかった部会に対しては本会議規約第一四条、第一八条により、次回申請できる年度を明確に通知しなければならない。

第2章

第5条【併合】

部会の併合は本会議の決定後、次の各号に掲げる会議の承認を順番に得ることを必要とする。

- 一、連盟会議
- 二、連絡協議会
- 三、中央委員会

第6条【併合の審議】

本会議は、併合申請を審議する際に本審議会の委員とは別に、該当する連盟の代表者を会議に出席させることができる。

第7条【併合後の所属連盟】

併合が認められた後所属する連盟は本会議において審議する。

第8条【併合否決後】

併合が認められなかった場合は、本会議は以降のことを審議し、該当する部会に文書で通知しなければならない。

第3章 分割及び分会に関して

第9条【分割の定義】

分割は、ある一つの部会が活動の類似する二つの部会に分かれ、その二つの部会が分かれた時より公認部会となることをいう。

第10条【分会の定義】

分会は、多摩校舎を拠点とする部会が理工校舎にも同様の部会を置き、それぞれが公認部会となること、あるいは理工校舎を拠点とする部会が多摩校舎に同様の部会を置きそれぞれを公認部会となることをいう。

第4章 停止、廃止及び解散に関して

第11条【活動停止】

1. 本審議会規約第二六条に掲げる活動停止には本議会の審議を必要としない。
2. その年度において活動停止の開始される期日は年度当初に公示する。
3. 活動停止に該当する部会には文書でその旨を通知する。

第12条【活動停止の継続】

本会議規約第二八条の一項から三項に掲げる異議申し立てが認められなかった部会は、活動停止が継続する。

2. 前項に該当する部会が再度異議申し立てを行うことを認める。
3. 但し、活動停止期間の延長はこれを認めない。

第13条【廃止の決定】

本会議規約三二条の決定は部会廃止の日時などを決定する。

第14条【廃止の承認】

本会議規約第三二条に掲げる部会の廃止は本会議の決議後、次の各号に掲げる会議の承認を順番に得ることを必要とする。

- 一、連盟会議
- 二、連絡協議会
- 三、中央委員会

第5章 部会名の変更に関して

第15条【部会名変更】

部会名変更は、次の各号に掲げる事項を順番に備えることを必要とする。

1. 所属連盟の総会での承認を得ること
2. 本会議での承認を得ること
3. 連盟会議での承認を得ること
4. 連絡協議会での承認を得ること
5. 中央委員会での承認を得ること

第6章 補則

第16条【改正】

本細則の改正には連盟会議での承認を必要とする。

附則

この細則は一九九八年四月一日から施行する